

宇和島市障害者福祉センターむつみ荘 指定管理者募集要項

宇和島市保健福祉部福祉課

(令和6年8月)

目 次

1	募集の趣旨	1
2	対象施設の概要等	1
3	指定管理者が行う業務及び管理の基準	1
4	指定期間	2
5	管理経費に関する事項	2
6	応募資格	3
7	申請の方法	4
8	指定管理者の選定	8
9	指定管理者の指定	10
10	留意事項	10
11	その他	11
12	添付資料	11
13	申請様式	12
14	問い合わせ先（担当）	12

1 募集の趣旨

宇和島市障害者福祉センターむつみ荘（以下「むつみ荘」という。）の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を公募により募集します。

2 対象施設の概要等

(1) 施設の運営方針

当該施設は、在宅心身障がい者の福祉を増進し、生きがいを高め、自立を図る目的として設置しています。

(2) 施設の概要

ア 名称 宇和島市障害者福祉センターむつみ荘

イ 所在地 宇和島市御殿町8番19号

ウ 開設年月日 昭和61年4月1日

エ 施設規模 敷地面積 873.94 m²、建築面積 450.28 m²

オ 施設の主な内容

大研修室、小研修室、日常生活訓練室、図書室、作業室、調理実習室、トイレ、駐車場

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

指定管理者が行う業務及び管理の基準については、以下によるほか、詳細については別添「宇和島市障害者福祉センターむつみ荘指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）で定めるとおりとします。

(1) 指定管理者が行う業務

ア 障がい者が自活のため必要とする日常生活及び社会適応訓練の実施に関する業務

イ 障がい者が生きがいを高めるための創作及び軽作業訓練の実施並びに教養講座の開設に関する業務

ウ 障がい者の更生相談

エ ボランティア及び障がい者福祉関係団体に対する便宜の供与

オ その他障がい者の福祉の増進を図るための必要な業務

カ 施設の利用の許可に関する業務

キ 施設及び設備の維持管理に関する業務

ク その他市長が必要と認める業務

(2) 管理の基準

ア 休館日及び利用時間

①休館日

月曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（振替休日は除く。）

②利用時間

午前8時30分から午後5時まで

イ 利用料金

無料

ウ 利用者の範囲

①障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者

②障がい者の福祉の増進に協力するボランティア及び障がい者福祉関係者

③その他市長が必要と認めた者

4 指定期間

指定管理者がむつみ荘を管理運営する期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。

なお、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 管理経費に関する事項

(1) 基本事項

むつみ荘の使用料は無料ですが、施設内に設置した複合機（複写機）等の利用に係る料金を徴収した場合は指定管理者の収入とします。また、あらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が実施する自主事業及び自主企画事業の収入も指定管理者の収入とすることができます。

(2) 管理経費

むつみ荘の管理運営に必要な経費は、上記（1）の指定管理者の収入と市が支払う指定管理料（管理運営に関する委託料）をもって充てることとします。申請の際には、以下の金額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、指定期間

中の事業計画書及び収支計画書を作成してください。

指定管理料の上限額 (令和7年度～令和9年度)	13,500 千円
----------------------------	-----------

なお、市が支払う指定管理料は、会計年度ごとに予算の範囲内で支払うこととし、金額及び支払い方法については、市と指定管理者が協議のうえ定めることとします。

(3) リスク分担

市が想定するリスク分担の方針は、仕様書及び資料「リスク分担表」を参考にしてください。

6 応募資格

指定管理者の指定の申請ができる団体は、次のとおりとします。

(1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 愛媛県内に登記簿上の本店、支店、営業所等の事業所を有する法人であること。

また、法人以外の団体においては市内に活動拠点を有するものとします。

(3) 団体及び代表者が、次の項目のいずれにも該当しないこと。

ア 役員のうちに、次のいずれかに該当する者が含まれている団体

(ア) 制限行為能力者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(エ) 暴力団の構成員等

イ 国税及び地方税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、宇和島市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 自治法第244条の2第11項の規定に抵触することとなる者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続を行っている団体

カ 条例第4条第1項第5号に抵触する団体

キ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働基準関係法令を遵守していない者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から5年を経過していない者の統制下にある団体

ケ その他市長が指定管理者として適当でないとした団体

(4) 複数の団体でグループを構成し、申請することも可能です。グループで申請する場合は、次のとおりとします。

ア グループの名称及び所在地を設定し、その構成する団体の中で代表となる団体を定めること。

イ グループの構成団体は、上記(1)～(3)の要件を全て満たすこと。

ウ 構成団体の間で協定書等を締結し、代表となる団体へ必要事項を委任すること。

エ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となることはできません。また、その団体が単独で申請することもできません。

7 申請の方法

(1) 募集スケジュール

ア 募集要項等の公開（ホームページ上）	令和6年8月1日～令和6年8月30日
イ 募集要項等の配布期間	令和6年8月1日～令和6年8月30日
ウ 現地説明会の実施 （説明会の受付）	令和6年8月19日 (令和6年8月1日～令和6年8月15日)
エ 質問の受付	令和6年8月1日～令和6年8月26日
オ 質問の回答（ホームページ上）	随時回答（最終回答日令和6年8月30日）
カ 公募参加表明書の受付期間	令和6年9月2日～令和6年9月13日
キ 申請書類の受付期間	令和6年9月2日～令和6年9月20日
ク 審査選定	令和6年10月（予定）
ケ 選定結果の通知	令和6年11月中旬～（予定）
コ 指定管理者の指定（市議会議決後）	令和6年12月下旬～（予定）
サ 事務引継（打合せ）等	指定した日から令和7年3月31日まで
シ 基本協定締結	指定した日から令和7年3月31日まで
ス 年度協定締結及び管理運営の開始	令和7年4月1日

(2) 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及びその他の資料の配布は、次のとおり行います。

ア 配布期間：令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）
（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 配布場所：〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市保健福祉部福祉課（市役所 1 階）

T E L 0895-49-7016

ウ ホームページからのダウンロード

・配布期間：令和 6 年 8 月 1 日（木）～令和 6 年 8 月 30 日（金）

・アドレス：<https://www.city.uwajima.ehime.jp>

※宇和島市ホームページの「行政の窓口」→「サイトマップ」→「組織で探す」
→「福祉課」→「障がい福祉係」→「宇和島市障害者福祉センターむつみ荘
の指定管理者の公募について」をご覧ください。

（3）現地説明会の実施

ア 日 時：令和 6 年 8 月 19 日（月）13 時 30 分から（1 時間程度）

イ 場 所：宇和島市障害者福祉センターむつみ荘

ウ 申込方法：現地説明会参加申込書（様式 4）に、必要事項を記入の上、令和 6
年 8 月 15 日（木）までに、宇和島市保健福祉部福祉課へ持参又は
郵送、F A X 若しくは電子メールのいずれかにより申し込んでくだ
さい。

エ 留意事項：参加人数は各団体及びグループで 2 名までとします。

（4）募集内容に関する質問の受付

ア 受付期間：令和 6 年 8 月 1 日（木）～令和 6 年 8 月 26 日（月）
（開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

イ 質問方法：質問事項と連絡先を記入（様式 5）の上、宇和島市保健福祉部福祉
課へ持参又は郵送、F A X 若しくは電子メールのいずれかにより提
出してください。口頭及び電話での質問には応じません。質問者は、
本要項中「6 応募資格」を満たす団体に属する方とします。

ウ 回答方法：質問に対する回答は、随時行います。ただし、最終回答日は令和 6
年 8 月 30 日（金）とします。なお、公平性の観点から、質問及び
回答については、市のホームページで公表する予定です。

（5）公募参加表明書の受付

本件に応募する団体は、以下に基づき公募参加表明書を必ず提出してください。
グループで応募する場合には、代表となる予定の団体が提出してください。（※
公募参加表明書の提出があった団体のみ、本申請の資格があります。）

ア 受付期間：令和 6 年 9 月 2 日（月）～令和 6 年 9 月 13 日（金）
（開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

- イ 受付場所：宇和島市保健福祉部福祉課
- ウ 提出方法：宇和島市障害者福祉センターむつみ荘指定管理者の公募に係る参加表明書（様式6）を持参又は郵送（書留）で提出してください。
- エ 参加辞退：参加を辞退される場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

(6) 申請書類の受付

- ア 受付期間：令和6年9月2日（月）～令和6年9月20日（金）
（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- イ 受付場所：宇和島市保健福祉部福祉課
- ウ 提出方法：申請書類一式を持参又は郵送（書留）で提出してください。
- エ 提出部数：申請書類は、原本1部及び電子データ（正本）を提出してください。
- オ 申請辞退：申請を辞退される場合は、辞退届（様式8）を提出してください。

(7) 申請書類

書類名	備考
ア. 宇和島市公の施設に係る指定管理者指定申請書	・様式第1号
イ. 申請書添付書類一覧表	・様式1-2
ウ. 誓約書	・様式1-3
エ. 宇和島市障害者福祉センターむつみ荘の管理運営業務に係る事業計画書	・様式2
オ. 宇和島市障害者福祉センターむつみ荘 自主事業及び自主企画事業計画書	・様式2-2-①及び②
カ. 宇和島市障害者福祉センターむつみ荘の管理運営業務に係る収支計画書	・様式2-3
キ. グループ構成団体一覧表	・様式3
ク. 定款、寄附行為、規則等の写し及び登記簿の全部事項証明書又はこれらに準ずる書類	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
ケ. 団体の経営状況を説明する書類	・前3事業年度分の収支決算書(貸借対照表・損益計算)

	<ul style="list-style-type: none"> ・提出日の属する事業年度における事業計画及び収支予算書 ・その他団体の経営状況を明らかにする書類
コ. 団体の概要を記載した書類 (様式自由)	<ul style="list-style-type: none"> ・本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営方針、沿革、組織図、業務内容等
サ. 役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出日現在のもの
シ. 印鑑証明書(申請書(様式第1号)及び誓約書(様式1-3)に使用した印鑑に係るもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出日において発行日から1月以内のもの ・法人以外の団体にあつては、団体の代表者のもの
ス. 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・各種納税証明書(国税及び主たる事業所の所在地の地方税) ・提出日において発行日から1月以内のもの ・法人以外の団体にあつては、団体の代表者のもの

※上記のア～キ(様式1～3)については、所定のものを使用してください。

なお、補足資料など別紙を添付する場合は、A4サイズであれば様式を問いません。

(8) 申請に当たっての留意事項

ア 受付期間終了後は、申請書類の修正等はできません。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類に虚偽の記載があつた場合は失格とします。

エ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容を無償で使用できるものとします。

オ 提出された申請書類は、宇和島市情報公開条例(平成22年条例第25号)における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

カ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた責任は、全て申請者が負うものとします。

キ 審査結果(申請団体の名称、評価点等)については、市のホームページで公開します。

ク 申請時の費用は、申請者の負担とします。

8 指定管理者の選定

(1) 選定方法

市は、前項の申請があったときは、下記(2)に掲げる基準により、施設の管理運営を行うのに最も適当と認める団体を、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定します。

選定に当たっては、宇和島市公の施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、申請者のうち申請資格等の要件を満たすものを対象に審査を行います。審査の際、申請者に対してヒアリングを実施し、プレゼンテーションを行っていただきます。(実施日程等は別途通知します。)

選定委員会は、宇和島市職員からなる委員及び必要に応じ学識経験を有する者等により組織されます。なお、選定委員会での選定の過程は非公開とします。

(2) 選定基準

審査は、次に掲げる基準により総合的に判断します。

ア 住民の平等な利用が確保されること。

(ア) 平等性の確保(利用者の平等な利用の確保についての考え方や取り組みは適切か。)

イ 当該団体の計画する事業の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(ア) 施設の経営方針(受託への熱意、意欲が感じられ、市の方針及び施設の設置目的・業務・現状を理解し、明確な将来展望をもち、団体の経営方針は指定管理者として相応しいものか。)

(イ) 自主事業計画等(施設の効用を活用した具体的で実効性のある計画が示されているか。)

(ウ) 利用促進への取り組み(利用者への情報提供等、安定した利用者の確保ができる提案はあるか。)

(エ) サービスの向上(提案内容にサービス向上につながる創意工夫が認められるか。)

(オ) 利用者におけるニーズの把握と対応(利用者の要望や意見に適切に対応し処理できるか。)

(カ) 地域貢献度及び地元精通度(地元の企業や人材の活用等により地域との連携を図り、地域で事業を円滑に実施する能力を有しているか。)

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している

こと。

(ア) 申請団体の財務状況（団体の経営基盤は安定し、経営状況に問題はないか。）

(イ) 類似事業の実績、ノウハウ（類似施設の管理実績があるなど必要な管理運営能力が期待できるか。）

(ウ) 施設及び設備の維持管理に関する業務への考え方と取り組み（施設や附属設備の保守点検は必要な基準や仕様を満たすものか。）

(エ) 資金計画（初期費用や運転資金の調達方法は具体的で確実なものが示されているか。）

(オ) 管理運営体制（業務遂行に必要な職員体制、配置人員及び現場責任者や有資格者の配置の考え方は適切か。また、職員研修及び業務指導等に関する計画や方針は示されているか。）

(カ) 個人情報の保護措置（個人情報保護措置について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案がなされているか。）

(キ) 利用者におけるトラブルの未然防止や苦情処理の対処方法（利用者のトラブル未然防止策と苦情等への対応は適切に処理できるか。）

(ク) 利用者の安全確保と緊急時の対策（事故や災害時等緊急時の連絡体制や市への通報は示されているか。）

エ 当該公の施設の管理に要する経費を縮減できる見込みがあること。

(ア) 管理運営経費の縮減方法等（経費縮減のための方策は適切であるか。）

(イ) 収支計画（収支計画の内容が適正かつ実現可能であるか。）

(ウ) 指定管理料(指定管理料の提案額は妥当か。)

(3) 審査の日程

審査は、令和6年10月中旬～下旬を予定しています。

(4) 選定結果の通知

候補者の選定結果は、全ての申請者に文書により通知します。

9 指定管理者の指定

(1) 指定の方法

候補者の選定後、指定管理者の指定の手续として、宇和島市市議会（以下「市議会」という。）の議決が必要です。市議会の議決があったときは、その旨を候補者に通知します。

ただし、候補者の選定から市議会の議決までの間に、候補者を指定管理者に指

定することが不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

(2) 協定書

上記の指定手続後、市と指定管理者となる候補者は管理運営条件等の詳細を協議し、協定書を締結します。

協定書は、指定期間を通しての基本的な事項を定める「基本協定書」と年度ごとの業務に関する事項を定める「年度協定書」との2つの協定書を締結します。

協定書の主な内容は、次のとおりとします。

- ア 指定の期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 指定管理者の指定の取消し及び管理業務停止に関する事項
- キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク その他市長が必要と認める事項

10 留意事項

(1) 引継ぎ

指定管理者は、市の指示により業務開始までに事務引継ぎ及び各業務の習得を行うものとし、なお、当該事務引継ぎ等に係る費用は、指定管理者の負担とします。

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 市は、条例第10条の規定により、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

イ 上記の場合、指定管理者は、条例第12条第2項の規定により、市に生じた損害を賠償するものとし、なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければなりません。

(3) 地域雇用の創出・推進について

指定管理者は、地域雇用の創出・推進の観点から、業務の再委託等において地元企業の優先的な採用に配慮してください。

1 1 その他

本施設の指定管理者の指定は候補者選定後の市議会の議決をもって行うものとします。ただし、次の場合には指定できません。

「宇和島市障害者福祉センターむつみ荘の指定管理者の指定」に関する議案が市議会において否決されたとき。

1 2 添付資料

- (1) 宇和島障害者福祉センターむつみ荘指定管理者業務仕様書
- (2) その他応募の際に参考となる資料

- ・資料1 位置図及び平面図
- ・資料2 施設及び設備の維持管理に関する業務基準
- ・資料3 外部委託業務等一覧
- ・資料4 利用状況
- ・資料5 事業実績
- ・資料6 収支状況
- ・資料7 修繕状況
- ・資料8 リスク分担表

1 3 申請様式

- ・様式第1号 指定管理者指定申請書
- ・様式1-2 申請書添付書類一覧表
- ・様式1-3 誓約書
- ・様式2 宇和島市障害者福祉センターむつみ荘の管理運営業務に係る事業計画書
 - ・様式2-2-① 宇和島市障害者福祉センターむつみ荘の自主事業計画書
 - ・様式2-2-② 宇和島市障害者福祉センターむつみ荘の自主企画事業計画書
- ・様式2-3 宇和島市障害者福祉センターむつみ荘の管理運営業務に係る収支計画書
- ・様式3 グループ構成団体一覧表
- ・様式4 現地説明会参加申込書
- ・様式5 質問書
- ・様式6 指定管理者の公募に係る参加表明書
- ・様式7 辞退届（参加表明）

・様式 8 辞退届（申請）

1 4 問い合わせ先（担当）

宇和島市 保健福祉部 福祉課（松下）

〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地

TEL 0895-49-7016 FAX 0895-24-1160

メールアドレス fukushi@city.uwajima.lg.jp